

青森市立泉川小学校 いじめ防止基本方針

青森市立泉川小学校

(令和6年4月1日 一部改正)

第1項 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

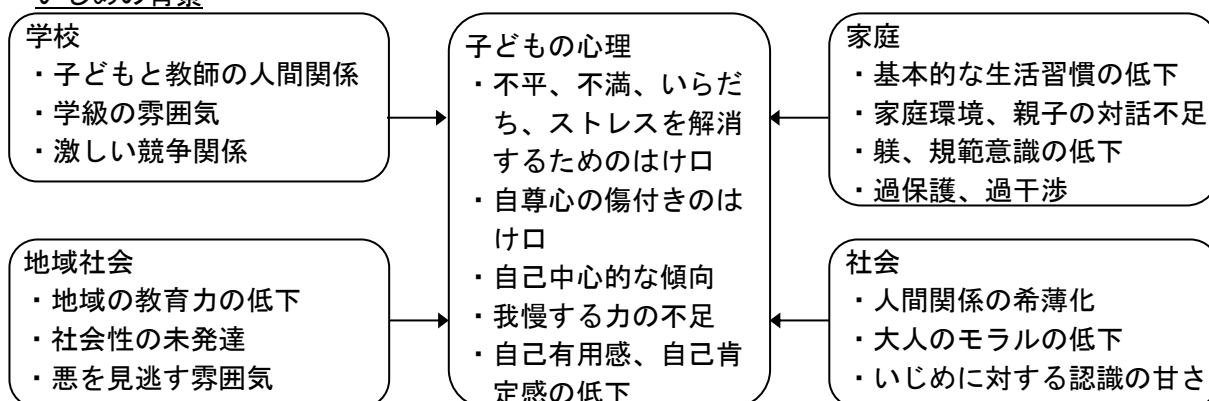
いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめの態様

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 仲間外れ、集団により無視される。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品や持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯で誹謗中傷やいやなことをされる。
- 悪口を書かれたり、～しろと命令されたりする。

いじめの背景



2 いじめ防止基本方針策定に当たっての基本理念

いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる。また、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという基本認識に立ち、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。そして本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくる。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は下記のとおりである。

- ①学校、学級はいじめを絶対に許さないという立場を明確にする。
- ②学校、学級内にいじめを絶対に許さないという雰囲気をつくる。
- ③いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- ④児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ⑤いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ⑥いじめ問題について保護者・地域及び関係機関との連携を深める。
- ⑦いじめをはやし立てる「観衆」と、見て見ぬ振りをする「傍観者」は、結果的にいじめに加わっているのと同じであることを自覚させる。

第2項 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止等対策委員会」を設置する。これは、毎週水曜日に定期開催し、重要性・緊急性のある場合には、緊急に開催する。

【構成員】校長・教頭・教務主任・生徒指導主任(いじめ防止推進教師兼任)・学年主任・養護教諭・特支コーディネーター
(必要に応じて) SC・SSW・関係職員・PTA会長・学校評議員等

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- いじめについての共通理解や指導体制の確立・強化のための年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめの事例についての報告、分析、対策の決定
- いじめの認知に係る協議・決定
- いじめ、不登校等を含めた生徒指導上の諸問題に対する対応策の検討と決定
- 要配慮・要支援児童への配慮事項と支援方針の決定

2 いじめの防止等に関する措置 ※別紙1

(1) いじめの見取り

- ①日常の教育活動での観察(日記・養護教諭からの情報を含む)
- ②わたしの生活アンケート(毎月)
- ③家庭や地域からの報告
- ④教育相談や訴え
- ⑤「I(愛)カード」(いじめ等早期発見カード)の活用(毎日些細な出来事でもいじめ防止推進教師に提出し、データベース化)

(2) いじめの未然防止

- 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
 - ・分かる、できる授業(基礎・基本の定着)
 - ・学ぶ楽しさと自己有用感を味わわせる授業の実践
- 特別活動、道徳教育の充実
 - ・長期休業明けのいじめの防止等に関わる価値項目や内容項目等を重点的に学習できる年間計画の作成
 - ・学級活動の充実(4学年:命の出前授業)
 - ・情報モラル教育の実践
 - ・人権尊重と思いやりの心の育成
 - ・自己肯定感の育成
- 学級経営の充実
 - ・児童の居場所づくり・絆づくり
 - ・全校一斉方式ソーシャルスキル教育の実施
- 教育相談の充実
 - ・スクールカウンセラー(SC)の活用
 - ・教育相談の実施
- 保護者・地域との連携
 - ・電話訪問・家庭訪問(長期休業中含む)・二者面談
 - ・保護者への啓蒙・啓発活動(PTA集会・学校便り等)
- 教職員のいじめに関する資質向上、温度差を解消するための校内研修会の実施

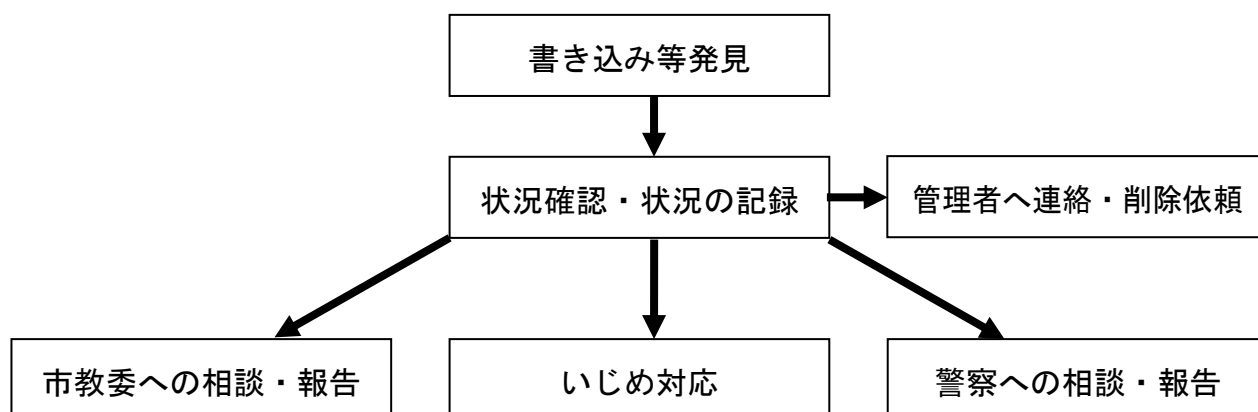
- ・ いじめに関する校内研修（情報提供）の実施
- ・ 「支える生徒指導」での情報共有、実践報告、共通理解
- 保護者や地域住民からの情報提供の受入体制の充実
 - ・ 教頭を窓口とした情報窓口の開設と周知（ＰＴＡ集会・学校便り等）
 - ・ 泉小地域教育協議会での情報交換、いじめ防止に向けた取組の説明
 - ・ 学校評議員会での情報交換、いじめ防止に向けた取組の説明

（３）いじめの早期発見

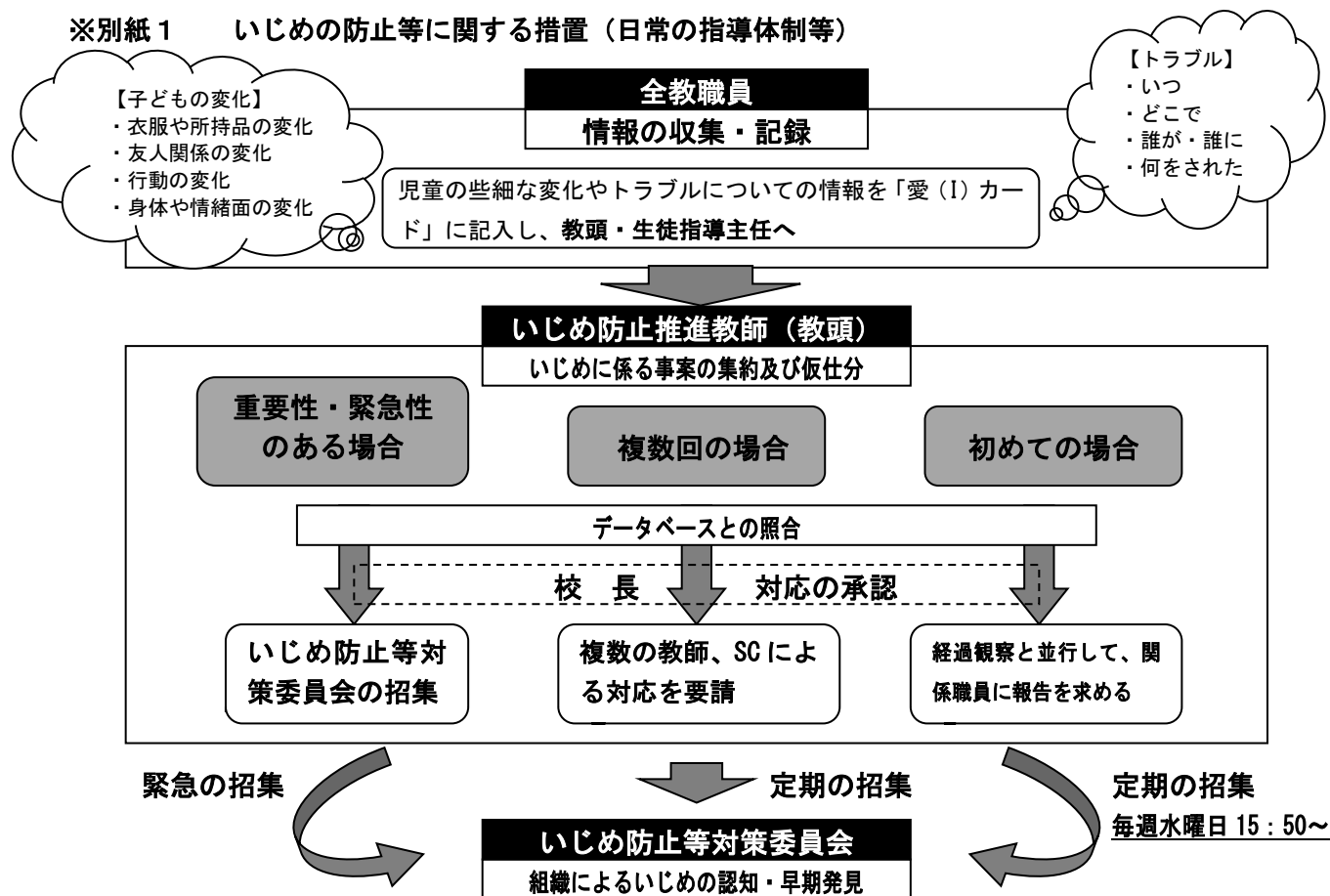
- 日常の教育活動での観察
 - ・ 生活ノートや日記、教育活動全般での観察
 - ・ 養護教諭からの情報
 - ・ 教育相談や訴え、保護者や地域からの報告
- 児童の実態把握
 - ・ わたしの生活アンケート（毎月）
 - ・ 教育相談週間の実施
 - ・ 「Ｉ（愛）カード」（いじめ等早期発見カード）の提出とデータベース化
- 相談体制の確立
 - ・ 相談窓口の設置（いじめ防止推進教師・ＳＣ等）
- 教職員間での情報交換
 - ・ 「報告・連絡・相談」＋「確認」の徹底
 - ・ 全件組織対応の徹底
 - ・ 子どもを語る会での情報共有
 - ・ いじめ防止推進会議での情報共有
 - ・ 「支える生徒指導」での情報共有、話し合い
 - ・ 進級時の引継ぎ
 - ・ 情報のデータベース化

（４）ネット上（ＳＮＳ）のいじめへの対応

- フィルタリングや保護者の見守りなどについての保護者への啓発
 - ・ 「携帯・スマホ・ゲーム機などの使い方の約束」（市Ｐ連・校長会・市教委共同作成）の
配付と活用の啓蒙
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実
- 情報モラル教室の実施
- インターネット利用や情報モラル教育に関する職員研修の実施
- 情報収集によるネットいじめの把握
 - ・ 被害者からの訴えや閲覧者及びネットパトロールからの情報収集
- 不当な書き込み等を発見したときの対処



※別紙1 いじめの防止等に関する措置（日常の指導体制等）



★未然防止
○一人一人の実態に応じた分かる授業の展開 ・分かる、できる授業（基礎・基本の定着） ・学ぶ楽しさと自己有用感を味わわせる授業の実践 ・見せ合い授業の実施と参観カードの提出による授業改善と教員の資質の向上 ○特別活動、道徳教育の充実 ・いじめ防止等に関する価値項目や内容項目等の重点的な学習（長期休業明け） ・学級活動の充実（4学年：命の出前授業） ・情報モラル教育の実践 ・人権尊重と思いやりの心の育成・自己肯定感の育成 ○学級経営の充実 ・児童の居場所づくり・絆づくり ・全校一斉方式ソーシャルスキル教育の実施 ○教育相談の充実 ・スクールカウンセラー（SC）の活用 ・教育相談週間の実施 ○保護者・地域との連携 ・電話訪問・家庭訪問（長期休業中含む）・二者面談 ・保護者への啓蒙・啓発活動（PTA集会・学校便り等） ○教職員のいじめに関する資質向上、温度差を解消するための校内研修会の実施 ・いじめに関する校内研修の実施、自己点検シートを活用した振り返り ○保護者や地域住民からの情報提供の受入体制の充実 ・教頭を窓口とした情報窓口の開設と周知 ・泉小地域教育協議会での情報交換

★早期発見
○日常の教育活動での観察 ・生活ノートや日記、教育活動全般での観察 ・養護教諭からの情報 ・教育相談や訴え、保護者や地域からの報告 ○児童の実態把握 ・わたしの生活アンケート（毎月） ・教育相談週間の実施 ・いじめ等早期発見カードの提出とデータベース化 ○相談体制の確立 ・相談窓口の設置（いじめ防止推進教師・SC等） ○教職員間での情報交換 ・「報告・連絡・相談」＋「確認」の徹底 ・全件組織対応の徹底 ・子どもを語る会での情報共有 ・いじめ防止推進会議・「支える生徒指導」での情報共有 ・進級時の引継ぎ ・情報のデータベース化 ○保護者への連絡 ・関係保護者への連絡・支援・助言
★ネット上（SNS）のいじめ
○フィルタリングや保護者の見守りなどについての保護者への啓発 ○教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実 ○インターネット利用や情報モラル教育に関する職員研修の実施 ○情報収集によるネットいじめの把握

第3項 いじめの認知と解決に向けた組織的対応に関する事項

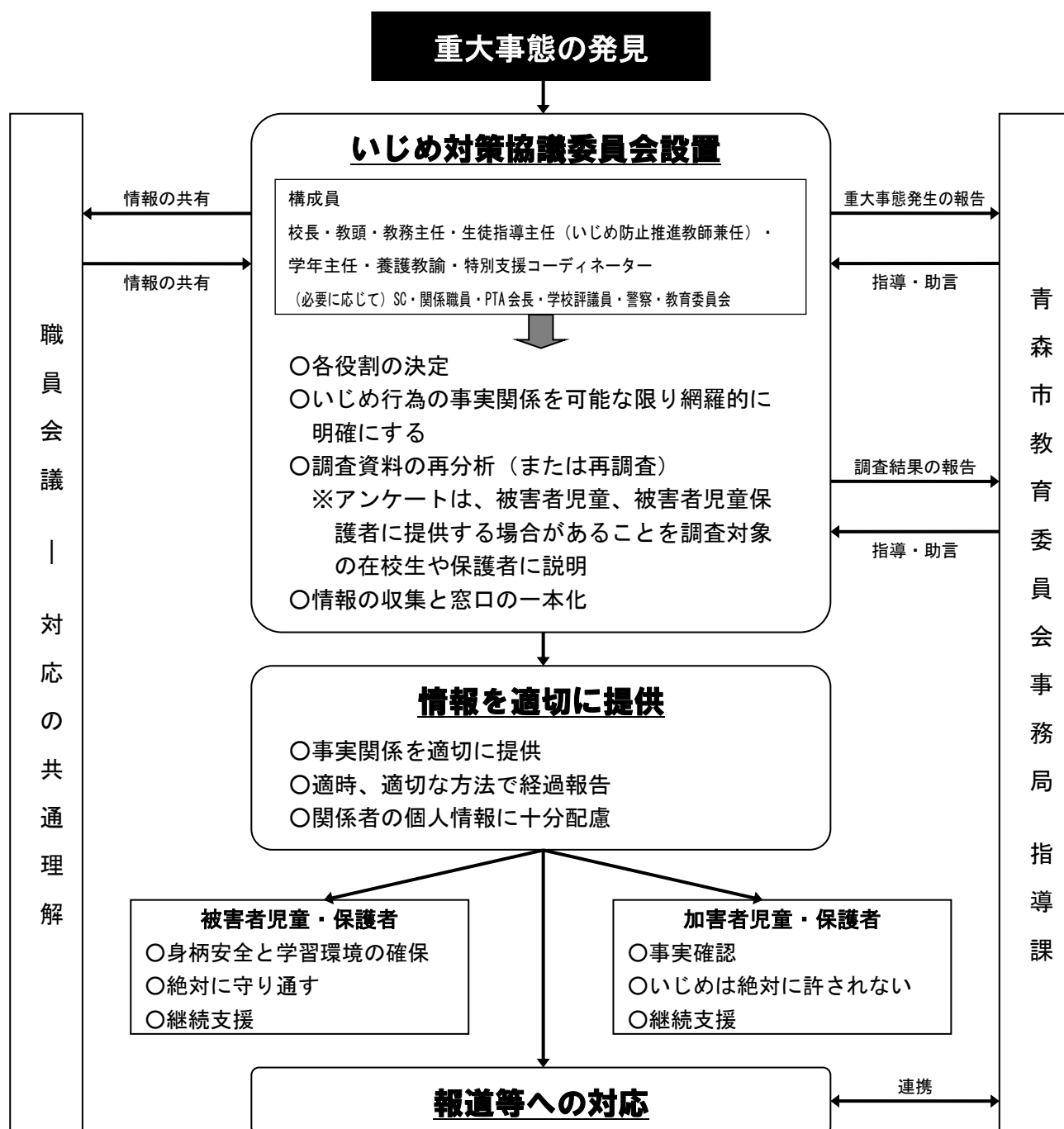


第4項 重大事態への対応に関する事項

1 重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安）。
- ※一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査する。
- ※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

2 重大事態への対応



第5項 年間を見通したいじめ防止に関する事項

＜いじめ防止等に関する取組 年間計画＞

青森市立泉川小学校

	いじめ防止等対策委員会 (定例会は毎週水曜日)	教師主体の取組	児童主体の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↑ H	○学校いじめ防止基本方針の内容確認 ○いじめ認知について共通理解	○学級開き・学年開き ○SCの児童や保護者への周知 ○教育相談週間	○1年生を迎える会 ○参観日・全体会 ○PTA総会での取組説明
5月		○教育相談週間 ○いじめ防止等に関わる価値項目や内容項目の重点的な学習	○運動会	
6月			○宿泊学習(5年)	
7月		○全教職員によるいじめ防止対策の見直し	○保護者面談(夏季休業中)	○泉小地域教育協議会 ○参観日・全体会
8月		○校内研修① 「児童理解と学級作り」	○夏休み出校日 ○ <u>夏休みアンケートの実施</u> ○教育相談週間 ○いじめ防止等に関わる価値項目や内容項目の重点的な学習	
9月			○修学旅行(6年)	○参観日 ○健康集会
10月			○学習発表会	
11月		○教育相談週間	○赤い羽根募金活動	○参観日
12月		○命の出前授業(4学年)	○音楽集会ミニコンサート	○泉小地域教育協議会 ○学校評価アンケート
1月		○校内研修② 「SNSに係るネットトラブルについて」	○冬休み <u>安否確認</u> 日 ○ <u>冬休みアンケートの実施</u> ○教育相談週間	
2月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○いじめ防止等に関わる価値項目や内容項目の重点的な学習	○委員会引継ぎ式 ○参観日・全体会
3月		○学校いじめ基本方針の見直し	○道徳年間計画の見直し	○6年生を送る会 ○謝恩式(6年)
通年		○ <u>愛カードの活用</u> ○いじめに関する研修(伝達等) ○ <u>「支える生徒指導」の実施</u>	○集会における校長の講話 ○夏休み前集会・冬休み前集会における生徒指導主任の講話 ○いじめアンケート(毎月) ○分かる授業の充実(授業改善) ○道徳教育、特別活動の充実 ○キャリア教育の充実	○児童集会 ○音楽集会 ○総合的な学習の時間での異学年交流 ○あいさつ運動 ○登下校指導 ○心のふれあい巡回

平成26年4月 1日 施行 平成30年8月20日 一部改正
 平成27年8月27日 一部改正 令和 3年7月20日 一部改正
 平成29年1月10日 一部改正 令和 6年4月 1日 一部改正